

『三鷹市子どもの権利に関する条例』を制定しました



☘ 園子ども・若者政策課 ☎0422-29-9671

市では、子どもの権利を守り、子どもが幸せに暮らし、将来に夢や希望を持つことができるまちを実現するため、同条例を制定しました(10月1日施行)。制定に当たっては、学識者による検討委員会を設置し、子どもを対象としたワークショップやアンケート、パブリックコメントなどでご意見を伺いながら検討を進めました。

主な内容

●子どもの権利(第3～8条)

子どもの権利として「安心して生きる」「自分らしく生きる」「豊かに育つ」「意見や思いを伝える」「支援を受ける」「社会に参加する」の6つの権利を明示します。

●各役割と子どもの権利を守るためのまちづくり(第9～21条)

市、保護者、市民、子どもに関わる施設の設置者、事業者等のそれぞれの役割を定めます。また、安心できる居場所づくりの推進や、子どもの意見や思いの表明の機会の確保、子どもの話を聴く仕組みづくりなどに取り組みます。

●子どもの権利擁護(第22～25条)

市長の附属機関として「三鷹市子どもの権利擁護委員」を設置します。同委員は、子どもの権利侵害についての相談に応じて、必要な助言・支援や調査、関係者間の調整・要請などを行います。



10月19日(月)まで

認可保育所などの入所申し込み 令和9年4月入所(1次入所選考)



☘ 園子ども育成課 ☎0422-29-9673

例年、書類の提出が間に合わず、選考対象外になる方がいます。締め切りに余裕を持って提出してください。

☒保護者が就労などで9年4月から入所・転所を希望する方(8年度の入所を待機中の方を含む)

※これから生まれるお子さんは、9年2月3日(水)までに生まれた方が対象です。

☒入所案内(市HPなどで入手)を確認のうえ、10月19日(必着)までに申し込みフォーム(QRコード)、または必要書類を同課(市役所4階45番窓口)・郵「〒181-8555 子ども育成課」へ(電子申請は10月19日午後5時まで)

※きょうだいで同時に申し込む場合は、申し込み方法をそろえてください。

※市外の保育所に申し込む場合は申請方法が異なります。詳しくは市HPでご確認ください。

◆障がい・医療的ケアなどの特別な配慮を必要とする お子さんの保育(ケアプラス保育)の入所申し込み

☒事前に保育支援課 ☎0422-24-9258へ相談のうえ、10月19～23日(金)に必要な書類を子ども育成課(市役所4階45番窓口)へ

三鷹市就学前 子ども給付金



☘ 園子育て支援課 ☎0422-29-9675

物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、市独自に給付金を支給します。なお、受給には申請が必要です。詳しくは、対象世帯に送付する申請案内をご覧ください。

支給対象者 以下の対象児童を養育している方

①10月1日時点で三鷹市の住民基本台帳に記録されている小学校就学前の児童

②10月2日～令和9年4月1日出生または三鷹市に転入する小学校就学前の児童



給付額 対象児童1人につき5,000円

申請案内の送付時期 ①11月中旬、②随時

申請期間 11月中旬～令和9年5月20日(木)(申請受付後、12月から順次支給開始)

申請方法 申請案内に記載のQRコードから、電子申請フォームにアクセスし、給付金の受取方法(セブン銀行ATMによる受け取りまたは金融機関口座への振り込みのいずれか)を選択してください。

※セブン銀行ATMを選択した場合は、口座振込より2～3週間早く給付金を受け取ることができます。詳しくは市HPでご確認ください。

※電子申請が難しい場合は、同課へお問い合わせください。

10月16日(金)まで

学童保育所の入所申し込み 令和9年4月1日一斉入所



☘ 園地域学校協働課 ☎0422-29-8349

現在、市内学童保育所に在籍中で、4月以降も引き続き入所を希望する方も申し込みが必要です。

☒9年4月に新小学1～3年生になる児童(教育支援学級に通う児童などの場合は新6年生まで(新4～6年生は今年度入所している児童に限る))のうち学童保育所で集団生活が可能な方

☒入所案内(市HPで入手)を確認のうえ、10月16日までに市HPへ

※申し込みには就労証明書などの添付書類が必要です。



事業のこれからを考えてみませんか

三鷹市事業承継支援事業



☘ 園生活経済課 ☎0422-29-9615

経営者の高齢化や後継者不足などを背景に、地域経済の維持・活性化に向けた事業承継の推進が課題となっています。市では、事業承継に関するさまざまな支援を無料でを行い、市内事業者をサポートします。

●三鷹市事業承継ポータルサイト

事業を譲りたい方と事業を引き継ぎたい方をつなぐサイトです。事業承継案件の掲載・閲覧のほか、専門コーディネーターへの相談やマッチング支援を受けることができます。

●専門家による事業承継相談

事業承継に関するお悩みや今後の進め方について、専門家に相談できます。専門コーディネーターによる事業所への訪問相談のほか、東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センター専門相談員による市役所での個別相談も実施しています(要予約)。

◆事業承継セミナーを開催します

事業承継の基礎知識や進め方、各支援機関の支援内容について紹介します。「まだ先のことだけれど気になる」「少し話を聞いてみたい」という方も、お気軽にご参加ください。

☒10月22日(木)セミナー＝午後1時30分～3時、個別相談会(会場参加者のみ)＝3時～4時 ☒三鷹産業プラザ、オンライン ☒事業を営んでいる方、事業の引き継ぎ・承継に関心がある方、会場＝50人 ☒10月20日(火)までに市HP、または同課 ☎0422-29-9615へ(先着制)

